

平成26年1月から

小型家電 リサイクル を始めます！

平成25年4月1日に「小型家電リサイクル法」が施行され、使用済み小型家電製品に含まれる金や銅などの有用金属のリサイクルに取り組みます。

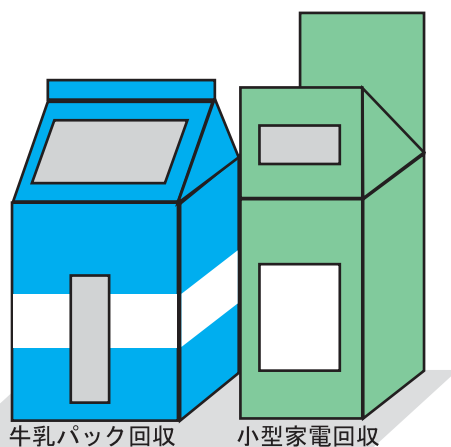
ご家庭で不要になった使用済み小型家電製品の回収に、ご協力をお願いします。

■小型家電回収ボックスを設置します！

効率よく回収するため、市内の公共施設に「小型家電回収ボックス」を設置します。

設置場所（例）

- ・市役所本庁舎
- ・ウェルス幸手 ・各公民館
- ・勤労福祉会館
- ・老人福祉センター
- ・コミュニティセンター
- ・図書館 ・アスカル幸手



■小型家電回収ボックスに投入できるものは？

ボックスに投入できる使用済み小型家電製品は、電気・電池で動き、大きさが縦15cm×横30cm以下のものが目安です。



※ボックス設置場所や投入できる品目は、裏面に記載。

■通常の「燃やせないごみ」でも出せます！

いままで通り、月2回収集している「燃やせないごみ」でもお出しできます。

収集されてきたものの中から、ひばりヶ丘桜泉園にて回収します。



■ボックスに投入できる品目の例

※以下の品目で、投入口（横30cm×縦15cm以下）を通過するものが目安になります。

携帯電話端末・PHS端末、タブレット型情報通信端末、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器（DVDビデオ、HDDレコーダ、BDレコーダ/プレーヤー、ビデオテープレコーダ、チューナ）、音響機器（MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー、CDプレーヤー、デッキ除くテープレコーダ、ICレコーダ、補聴器）、補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）、電子書籍端末、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアーアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）、懐中電灯、時計、ゲーム機（携帯型ゲーム機、ハイテク系トレンドトイ）、カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーステレオ、カーDVD、カースピーカー、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット）、これらの附属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等） ※上記以外でも、品目の定義に当てはまれば投入できます。

■ボックスに投入できない品目

- ・電池（充電式を含む）、電球、蛍光灯、電子ライター
- ・事業系で使用済となった小型家電製品

■小型家電回収ボックスへの投入時の注意

- ・電池は必ず抜いてください（発火の危険性があるため）。抜いた電池は、「有害ごみ」の日に排出してください。
- ・携帯電話など、個人情報が含まれるものはあらかじめ穴あけ処理やデータ消去してから出してください。
- ・小型家電は袋や箱から出して、回収ボックスに投入してください。袋などは持ち帰ってください

■回収ボックス設置施設

※牛乳パック回収ボックスの隣に設置しています。

設置施設	住 所
市役所本庁舎	東 4－6－8
ウェルス幸手	天神島 1 0 3 0－1
中央公民館	緑台 2－1－7
東公民館	下宇和田 5 8－6
西公民館	千塚 1 1 7
南公民館	上高野 1 1 9 4
北公民館	内国府間 8 6 7
勤労福祉会館	中 3－1－3 5
老人福祉センター	木立 1 5 1 3
コミュニティセンター	香日向 4－5－2
図書館	緑台 2－5－2 5
アスカル幸手	平須賀 2 3 8 0－1



※投入できる時間は、各施設の開館時間に準じます。

問合せ 幸手市役所市民生活部環境課 電話0480-48-0331・FAX0480-48-2226